

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の

労働相談会

日時：**10**月**2**日（**日**）

10:00～15:00（受付終了14:00）

会場：アイーナ（受付：7階711号）

内容：弁護士、特定社労士、県労働委員会委員などが

パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金引下げなど

労働問題全般の相談をお受けします。


◎完全予約制ではありませんが、できれば事前予約をお願いします。

予約電話番号：0120-610-797（岩手県労働委員会事務局で承っております）

相談会に来られない方はお電話で！

10月**2**日（**日**）

9:00～16:00

 **0120-980-783**

携帯電話からは019-604-3002

（岩手労働局の職員が対応します。）



相談無料

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催

岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室、岩手労働局

「パワーハラスメント」って何ですか？

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの
職場内の優位性※を背景に、**業務の適正な範囲を超えて**、
精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものもある。

こんな行為をされたら、パワハラです。*

① 身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。
丸めたポスターで頭を叩く。

② 精神的な攻撃



同僚の目の前で叱責される。
他の職員も宛先を含めてメールで罵倒される。
必要以上に長時間、繰返し執拗に叱る。

③ 人間関係からの切り離し



1人だけ別室に席をうつされる。
強制的に自宅待機を命じられる。
送別会に出席させない。

④ 過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに
他の人の仕事までおしつけられ、
同僚は、皆先に帰ってしまった。

⑤ 過小な要求



運転手なのに営業所の
草むしりだけを命じられた。
事務職なのに倉庫業務だけを命じられた。

⑥ 個の侵害



交際相手について執拗に問われる。
妻に対する悪口を言われる。

何が業務の適正な範囲を超えるかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事です。

※①～⑥は、パワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではない。